平成２４年（フ）第１０号
静岡県掛川市岩滑1087番地の１
債務者　渥美　文子
１　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邉　純男
４　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月５日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
長野県松本市筑摩３丁目23番３号　モクハウスタウンＢ202
債務者　長谷部功一
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福田　雅春
４　破産債権の届出期間　平成24年４月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月18日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１６号
静岡県掛川市杉谷１丁目７番17号
債務者　原田　　悟
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊豆田悦義
４　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月12日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
静岡県掛川市杉谷１丁目７番17号
債務者　原田　敏子
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊豆田悦義
４　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月12日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
千葉県山武市小松2644番地１
債務者　藤野　輝和
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　優子
４　破産債権の届出期間　平成24年５月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月18日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第３９０号
神奈川県海老名市河原口640番地の２
債務者　綾部　誠彦
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石山　晃成
４　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月19日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１０号
川崎市川崎区小田６丁目８番１―102号　オガール川崎壱番館
債務者　平尾　　寛
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野竹　秀一
４　破産債権の届出期間　平成24年４月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月20日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１０号
熊本市花立６丁目５番24号
債務者　山中紀久生
１　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉田　榮喜
４　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月28日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１４２号
広島市佐伯区五日市中央３丁目16番13―602号
債務者　小倉　泰裕
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長井紳一郎
４　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午後３時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６２号
広島県大竹市玖波３丁目５番２号
債務者　廣岡　　巧
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　　陽
４　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後２時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５号
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野３線北５番地
債務者　武田　良一
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹本　康志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月７日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５９１号
和歌山市園部1425番地の４
債務者　高倉整骨院こと　高倉　英富
１　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　足立　聖子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８４号
埼玉県坂戸市大字中小坂850番地７
債務者　足立　初枝
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山元　勇気
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８６号
埼玉県坂戸市大字中小坂850番地７
債務者　足立　和雄
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山元　勇気
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１０４号
埼玉県川越市新宿町６丁目４番地41
債務者　木村昌訓こと　李　　昌立
１　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小寺　智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部